

### 第3節 水質汚濁対策

#### 1 水質汚濁の概況

当地域において環境基準の類型指定がされている公共用水域は、18河川(25水域)、1湖沼(1水域)及び海域(生活環境項目に係るもの19水域、窒素及びリンに係るもの7水域)である。

河川については、BODの指標でみると、長期的には良化傾向にあり、武庫川、加古川、市川及び揖保川等の主要河川では環境基準を達成しているが、猪名川下流及び別府川、喜瀬川において環境基準を達成していない。

湖沼に係る環境基準類型指定がされている千苅水源池では、CODの指標でみると、環境基準を達成していない。

海域については、CODの指標でみると、経年的にみると、水質は横ばいであり、大阪湾(2)、(3)、(4)、(5)及び播磨海域(11)、(13)では、環境基準を達成していない。また、窒素・リンについても経年的にみると、水質は横ばいであり、大阪湾(口)、(八)において環境基準を達成しておらず、赤潮の発生等富栄養化の現象がみられる状況にある。

表2-3-1 公害防止計画策定地域に係る水域類型の指定状況(H13.4.1)

区分	水域		該当類型	達成期間	環境基準点	指定年月日	備考
	名称	範囲					
河川 (生活環境保全項目)	猪名川上流	箕面川合流点より上流	B	八	銀橋、軍行橋	昭和45年9月1日 国閣議決定	川西市、宝塚市
	武庫川中流	三田市大橋より仁川合流点まで	B	イ	百間樋		神戸市、西宮市、宝塚市、伊丹市
	武庫川下流	仁川合流点より下流	C	イ	甲武橋		神戸市、西宮市、宝塚市、伊丹市、尼崎市
	加古川下流	山陽線鉄橋より下流	B	口	加古川橋	昭和46年5月25日 国閣議決定	神戸市、加古川市
	揖保川下流	林田川合流点より下流	B	八	王子橋	昭和48年5月1日 兵庫県告示第699号	姫路市
	明石川上流	伊川合流点より上流	B	イ	上水源取水口	昭和48年9月4日 兵庫県告示第1415号	神戸市
	明石川下流	伊川合流点より下流	C	口	嘉永橋		神戸市、明石市
	市川上流	仁豊野橋より上流	A	イ	仁豊野橋	昭和48年9月4日 兵庫県告示第1415号	姫路市
	市川下流	仁豊野橋より潮止えん堤まで	B	口	工業用水取水点		姫路市
	夢前川上流	蒲田橋より上流	A	イ	蒲田橋		姫路市
	夢前川下流	蒲田橋から潮止えん堤まで	B	イ	京見橋		姫路市
	福田川	全域	E	口	福田橋	昭和60年3月22日	神戸市
	伊川	全域	C	口	二越橋	兵庫県告示第451号	神戸市

区分	水域		該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
	名称	範囲					
河川 (生活環境保全項目)	谷八木川	全域	E	八	谷八木橋	昭和60年3月22日	明石市
	志染川	吞吐ダム上流端より上流	B	口	坂本橋	兵庫県告示第451号	神戸市
	喜瀬川	全域	D	八	野添橋	平成元年3月22日 兵庫県告示第435号	加古川市、 播磨町
	庄下川	全域	C	八	尾浜大橋	平成3年3月29日 兵庫県告示第579号	伊丹市、 尼崎市
	昆陽川	全域	C	八	尾浜橋	平成3年3月29日 兵庫県告示第579号	伊丹市、 尼崎市
	夙川	全域	C	八	夙川橋		西宮市
	船場川上流	保城橋より上流	B	イ	保城橋		姫路市
	船場川下流	保城橋より下流	C	イ	加茂橋		姫路市
	別府川	本流全域	C	八	十五社橋	平成6年3月1日 兵庫県告示第289号	加古川市、 播磨町
	猪名川下流(1)	箕面川合流点より下流(藻川を含む)。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く	B	口	中園橋	平成13年3月30日 環境省告示第17号	川西市、 宝塚市、 伊丹市、 尼崎市
	猪名川下流(2)	藻川分岐点から藻川合流点まで	D	イ	利倉橋		川西市、 宝塚市、 伊丹市、 尼崎市
神崎川	安威川・猪名川を除く神崎川	B	口	辰巳橋		川西市、 宝塚市、 伊丹市、 尼崎市	
湖沼	千苅水源池	全域	A	イ		昭和53年3月24日 兵庫県告示第652号	神戸市、 宝塚市
海域 (生活環境保全項目)	播磨海域(1)	明石港内	C	イ	N 34° 38' 23" E 134° 59' 41"	昭和46年5月25日 国閣議決定	
	播磨海域(2)	別府港内	C	イ	N 34° 42' 30" E 134° 50' 44"		
	播磨海域(3)	高砂本港内	C	口	N 34° 43' 43" E 134° 48' 05"		
	播磨海域(4)	高砂西港港口先	C	口	N 34° 44' 05" E 134° 47' 17"		
	播磨海域(5)	大塩港内	C	イ	N 34° 45' 24" E 134° 45' 57"		
	播磨海域(6)	東部工業港内	C	イ	N 34° 45' 58" E 134° 41' 11"		
	播磨海域(7)	飾磨港内 1	C	イ	N 34° 46' 28" E 134° 39' 06"		
	播磨海域(8)	広畑港内	C	イ	N 34° 46' 07" E 134° 37' 56"		
	播磨海域(9)	網干港内	C	イ	N 34° 46' 18" E 134° 36' 35"		
	播磨海域(10)	材木港内	C	イ	N 34° 45' 30" E 134° 34' 30"		
	播磨海域(11)	二見港沖、 別府港沖、	B	口	N 34° 40' 30" E 134° 53' 12" N 34° 41' 00" E 134° 50' 26"		

区分	水域		該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
	名称	範囲					
海域 (生活環境保全項目)		高砂西港沖、 白浜沖、 飾播港沖、 網干港沖			N 34° 44 03 E 134° 45 50	昭和46年5月25日 国閣議決定	
					N 34° 45 28 E 134° 42 27		
					N 34° 45 22 E 134° 39 16		
					N 34° 45 34 E 134° 36 06		
					N 34° 38 00 E 135° 00 00		
	播磨海域 (12)	明石港沖	B	イ	N 34° 38 00 E 135° 00 00	昭和46年12月28日 環境庁告示第60号	
	播磨海域 (13)	明石林崎沖、 別府港沖合、 東部工業港沖合	A	イ	N 34° 38 46 E 134° 56 30		
					N 34° 38 51 E 134° 48 30		
					N 34° 43 48 E 134° 41 10		
	大阪湾(1)	神戸市東部沖 1 西宮市沖 1	C	イ	N 34° 39 45 E 135° 15 45		
N 34° 40 58 E 135° 20 00							
大阪湾(2)	神戸市東部沖 2 西宮市沖 2	B	ロ	N 34° 38 48 E 135° 15 12			
				N 34° 38 02 E 135° 18 22			
				N 34° 35 52 E 135° 15 37			
大阪湾(3)	神戸市東部沖 3	A	ハ	N 34° 36 48 E 135° 10 57			
				N 34° 34 12 E 135° 12 58			
大阪湾(4)	神戸市中央部沖 神戸市東部沖 4	A	ロ	N 34° 35 00 E 135° 05 15			
				N 34° 31 57 E 135° 06 42			
大阪湾(5)	神戸市西部沖 1 神戸市西部沖 2	A	イ	N 34° 39 23 E 135° 10 09			
				N 34° 39 23 E 135° 10 09			
兵庫運河	新川運河を含む	C	ロ	N 34° 39 23 E 135° 10 09			
海域 (窒素・磷)	大阪湾イ	神戸市東部沖 1 西宮市沖 1		二	N 34° 39 45 E 135° 15 45	平成7年2月28日 環境庁告示第5号	
					N 34° 40 58 E 135° 20 00		
					N 34° 38 48 E 135° 15 12		
					N 34° 38 02 E 135° 18 22		
	大阪湾ロ	神戸市東部沖 2 西宮市沖 2 神戸市東部沖 3		二	N 34° 35 52 E 135° 15 37		
					N 34° 35 52 E 135° 15 37		
					N 34° 36 48 E 135° 10 57		
	大阪湾ハ	神戸市中央部沖 神戸市東部沖 4 神戸市西部沖 1		二	N 34° 34 12 E 135° 12 58		
					N 34° 34 12 E 135° 12 58		
					N 34° 35 00 E 135° 05 15		
N 34° 35 00 E 135° 05 15							

区分	水域		該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
	名称	範囲					
海域 (窒素・燐)	大阪湾八	神戸市西部沖 2			N 34° 31 57 E 135° 06 42	平成7年2月28日 環境庁告示第5号	
	播磨灘イ	明石港沖		イ	N 34° 38 00 E 135° 00 00	平成8年6月4日 兵庫県告示第854号	
	播磨灘口	二見港沖 別府港沖 高砂西港沖		イ	N 34° 40 30 E 134° 53 12		
			N 34° 41 00 E 134° 50 26				
			N 34° 44 03 E 134° 45 50				
	播磨灘八	飾磨港沖 網干港沖		イ	N 34° 45 22 E 134° 39 16		
			N 34° 45 34 E 134° 36 06				
	播磨灘二	明石林崎沖 別府港沖合 東部工業港沖合 白浜沖		イ	N 34° 38 46 E 134° 56 30		
			N 34° 38 51 E 134° 48 30				
			N 34° 43 48 E 134° 41 10				
			N 34° 45 28 E 134° 42 27				

注) 1 達成期間の分類は、次による。

2 (1) 「イ」は、水域類型指定時点において直ちに達成

(2) 「口」は、水域類型指定時点から起算して5年以内で可及的速やかに達成

(3) 「八」は、水域類型指定時点から起算して5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 備考欄には、当該水域のに水質に影響を与えている公害防止計画地域内の市町名を記入している。



図 2-3-2 環境基準水域類型指定状況及び測定地点位置図  
(平成 13 年 4 月 1 日現在)

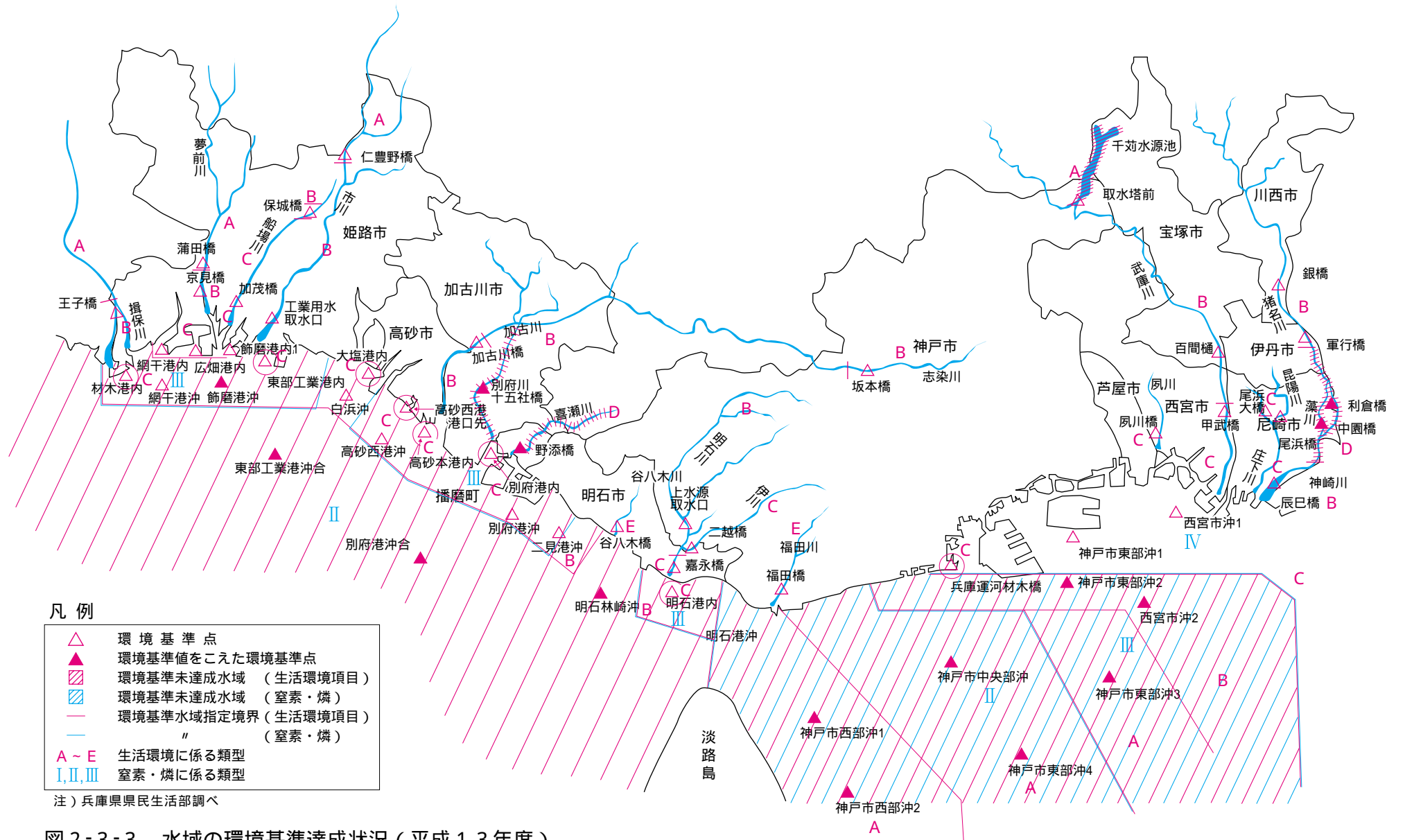


図2-3-3 水域の環境基準達成状況(平成13年度)